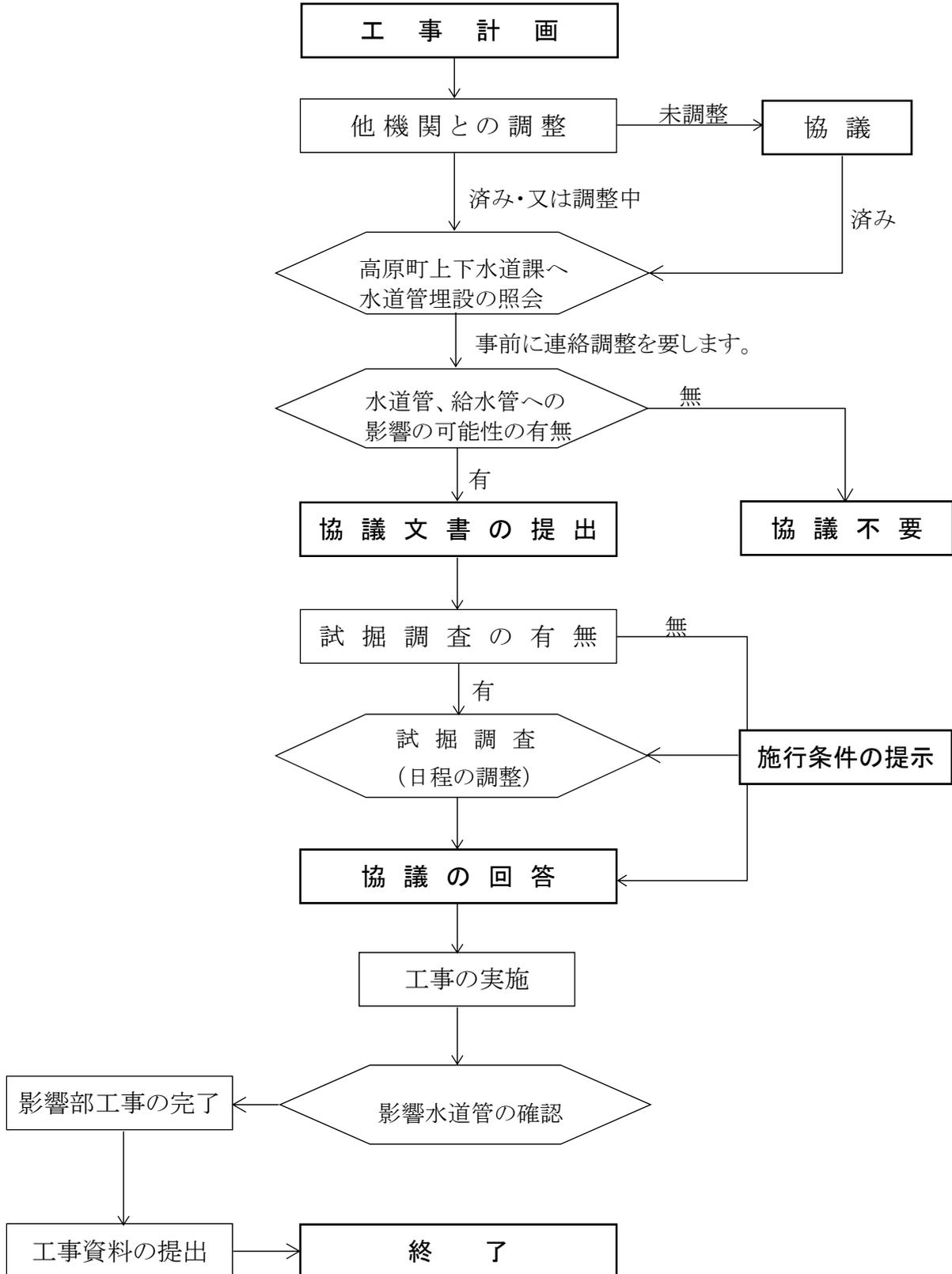


<地下埋設工事に係る協議フロー図>

※一般的に行う場合の例



令和 年 月 日

高原町 上下水道課長 殿

住所  
氏名

印

地下埋設物事前協議について

このことについて、下記の工事を計画していますので、貴職の管理する地下埋設物との支障について協議します。

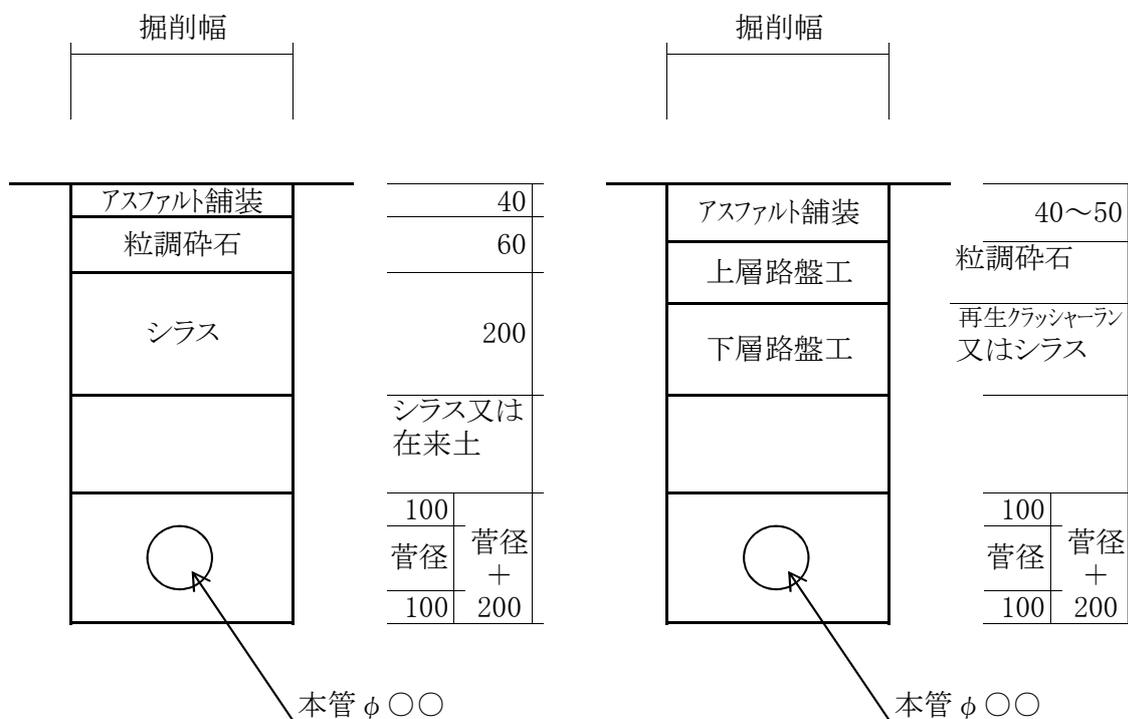
記

- 1 工事名称等 令和〇〇年度 〇〇-〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇工事
- 2 工事場所 路線名, 住所等
- 3 工事期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 から  
令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで
- 4 工事方法 直営, 請負の別
- 5 工事概要 支障区間の延長  
" 深さ  
その他
- 6 添付書類 別添のとおり  
(位置図, 平面図, 縦断図, 横断図, 詳細構造図等, 現況写真)
- 7 工事担当 請負者名  
担当者の氏名・電話番号等
- 8 連絡先 担当者の所属・職・氏名  
電話番号

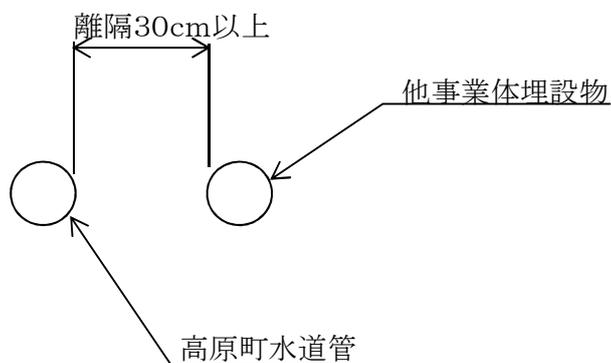
## 地下埋設工事に伴う公道部舗装構成について

1) 標準舗装構成(一般道路) (単位:mm)

2) 舗装構成(幹線道路等) (単位:mm)



1. 一般的には、1)の舗装構成です。
2. 道路掘削後、1)の舗装構成と大きく相違する場合は、現況の舗装構成とします。
3. その他、疑義を生じた場合は、担当課に相談して下さい。



## 〈 管路地下埋設工事の施工条件 〉

高原町 上下水道課 上下水道係

### ※ 他機関との協議

工事計画に伴い、道路・交通管理者、緊急車両等の協議及び、地元への周知を十分に行うこと。

#### 1 試掘

管の位置を確認するため、原則として上下水道課職員の立ち会いのもとで試掘を行うこと。特に、管廻りの試掘は必ず手掘りで行うこと。

#### 2 重機の据付位置

管路施設に障害を与えないよう、据付位置には十分注意すること。

#### 3 管の防護

1) 掘削により管露出部が長くなる場合、吊り防護等により管を保護すること。この時、管表面を損傷しないよう必要な措置を講ずること。

2) フランジ部以外の継ぎ手部を露出させた場合は、継ぎ手部にマーキングを行い、移動の有無をチェックすること。  
マーキング後、移動が確認された場合は埋戻前に速やかに担当課に連絡すること。

3) 継ぎ手部(フランジ含む)は、2箇所以上同時に露出させないこと。

#### 4 離隔の確保

事故防止及び事故発生時の復旧作業、維持管理等を考慮し離隔距離は30cm以上確保すること。この場合、離隔の確認が証明できる写真を撮影し、提出すること。

#### 6 埋戻工

埋戻工については、高原町の水道管に損傷がないことを確認の上、保護砂を管底10cm、上部10cmを確保して空隙のないよう敷き均し・締め固めを行うこと。

管に損傷が生じた場合は高原町建設水道課に速やかに連絡を行い、指示を受けること。  
特に、管天端から30cmの範囲は、管に衝撃を与えないよう人力で砂・シラスを投入し敷き均しを行うとともに、入念に締め固めを行うこと。

なお、管の表面等に損傷を与えた場合には、完全に補修を行い、写真等で記録を残した後に埋戻すこと。

#### 7 工事写真の提出

〈 撮影項目(例) 〉

- ① 全景(施工前, 施工後)
- ② 試掘状況
- ③ 露出管の防護状況
- ④ 継ぎ手マーキングの移動有無
- ⑤ 重機の据付位置, 作業状況
- ⑥ 高原町水道管等との離隔状況
- ⑦ 埋め戻し前の管の損傷有無
- ⑧ 埋め戻し状況(敷き均し, 締め固め状況)
- ⑨ その他(高原町上下水道課が必要とするもの)

この場合、発注者の許可を得れば、工事写真は本工事の抜粋でも可とする。

#### 5 事故発生時の対応

地下埋設工事に起因して、万が一、高原町の管路に事故を発生させた場合は、復旧に対して全面的に責任を負うこと。事故発生の際は、速やかに高原町建設水道課に連絡し、復旧についての指示を受けること。

〈連絡先〉

高原町役場 上下水道課 上下水道係

電話 0984-42-2111

FAX 0984-42-4623

### ※ 高原町水道管の移設について

地下埋設工事に起因して、高原町水道管の移設が生じた場合、移設費用負担が生じ、予算措置等の手続き等に時間を要します。(道路管理者以外は負担が生じます。)

事業計画の前年度までに協議を終えて下さい。なお、緊急な場合は相談に応じます。